

第4章 施策の展開

2 施策の展開方向

危機管理

基本施策Ⅴ 災害等への危機管理の強化

気候変動等による自然災害リスクが高まる中、農林漁業者の安定した経営や農山漁村の安全・安心なくらしを実現するための防災・減災対策に取り組むとともに、災害発生時に迅速な対応を行うための危機管理体制を強化します。

第4章 施策の展開

2 施策の展開方向 危機管理

基本施策V 災害等への危機管理の強化

《現状と課題》

近年、気象災害の激甚化・頻発化や家畜伝染病の大規模かつ連続的な発生、海難事故など、農林水産業に影響する被害が発生していることから、農業施設や漁港施設等の生産基盤の防災・減災対策を進めるとともに、災害発生時の経営リスクへの備えや早期復旧・事業継続を可能とするための事前対策が必要です。また、令和元年房総半島台風(2019年)等により県内各地で風倒木被害が発生したことから、インフラ施設周辺等における倒木被害の未然防止対策が求められています。

特に高病原性鳥インフルエンザについては、令和2年度(2020年度)以降毎シーズン発生しており、本県畜産業が甚大な被害を受けていることから、家畜防疫体制等の強化が課題となっています。

これら災害発生時等の情報収集や復旧への取組などを迅速に行うため、事前に危機管理体制を強化することが必要です。

成果 目標

防災対策に着手した
防災重点農業用ため池の箇所数
16箇所(令和6年度) ▶ 21箇所

海岸県有保安林の整備面積
239.6ha ▶ 280.0ha
(令和6年度)

道路・電線等の重要インフラ施設周辺などの森林整備面積
188ha(令和6年度) ▶ 350ha

海岸保全施設整備延長
1,257m ▶ 2,226m
(令和6年度)

家きん飼養農場における
飼養衛生管理基準主要7項目の遵守率
94.7% ▶ 100%
(令和6年度)

一方、農作物を加害する病害虫・雑草については、温暖化等の気候変動を背景とした分布域の拡大や、薬剤抵抗性の発達等による侵入・まん延リスクが高まっており、早期に発見し、適時・適切かつ効率的な防除を行うことが重要です。

《基本方向》

1 農林水産業における災害対策等の推進

農業施設や漁港施設等の防災・減災対策や、セーフティネットの加入促進、風倒木被害の未然防止につながる森林整備などにより、災害リスク低減に向けた事前対策を進めます。

また、被害に関する速やかな情報収集及び情報共有と迅速な復旧・復興支援を行うための危機管理体制や、家畜伝染病の発生予防とまん延防止に向けた防疫体制、病害虫・雑草対策の強化に取り組みます。

V-1 農林水産業における災害対策等の推進【主な取組】

(1) 農山漁村の防災・減災対策の推進

- ◆ 農山村地域の防災・減災対策の強化に向け、農業用ハウスなどの生産施設の強靱化や排水施設等の機能強化、防災施設等の整備を推進するとともに、防災重点農業用ため池の改修やハザードマップの活用、水田が持つ貯水機能を利用した田んぼダム等の流域治水に資する取組の推進など、ソフト・ハードを組み合わせた防災・減災対策に取り組みます。
- ◆ 漁港・漁村の防災・減災対策の強化に向け、漁港施設について、機能診断の結果に基づき、必要な耐震・耐津波・耐波浪対策を推進するとともに、海岸について、「海岸保全基本計画」に基づき、防波堤などの整備に取り組みます。
- ◆ 盛土等に伴う災害の防止の強化に向け、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、一定規模以上の盛土等を対象とした規制を行うとともに、関係機関と連携し、不法な盛土等の監視・指導事務を行い、災害防止の取組を強化します。



改修工事後の防災重点農業用ため池



新設した海岸防潮堤

(2) 災害に備える経営の推進

- ◆ 農業者の被災リスクの低減を図るため、被災時の事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、農業用ハウスの補強対策等を紹介する研修会を開催します。さらに、低コスト耐候性ハウスや多目的防災網、発電機等の導入を推進します。また、気象情報等に基づき、効果的な事前・事後対策が講じられるよう、災害に関する技術情報を提供します。
- ◆ 漁業被害の未然防止及び軽減のため、漁業者による流出油の監視業務を支援するとともに、漁業協同組合等への油防除資材の配備を進めるほか、河口域等の流竹木の回収・処分を行います。
- ◆ 自然災害等の影響を受けた場合でも経営が継続できるよう、収入保険や農業・漁業共済などの各経営体に適したセーフティネットへの加入を促進します。



農業用ハウス自力施工研修会



多目的防災網（展張時）

V-1 農林水産業における災害対策等の推進【主な取組】

(3) 災害に強い森林づくりの推進

- ◆ 保安林における山腹崩壊や土砂の流出による災害の被害を軽減するため、山地治山事業や地すべり防止事業等の山地災害対策を推進するとともに、治山施設の安全性の確保や維持管理等に係るコストの縮減・平準化を図るため、個別施設計画に基づき、計画的な対策工事等に取り組みます。
- ◆ 津波被害を軽減し、飛砂や潮害等から県民の生活を守るため、病害虫抵抗力の強いクロマツや広葉樹の植栽等により、自然災害に強い海岸県有保安林の整備・再生を行います。
- ◆ 風倒木の被害が発生した森林の復旧や、道路・電線等の重要インフラ施設周辺における同被害の未然防止につながる森林整備への支援を行います。
- ◆ 森林の開発等に当たっては、森林の有する公益的機能の維持を図るため、調節池等の防災施設の設置、植栽の実施等の適正な履行を確保しつつ、地域との共生が図られるよう森林の適正な保全と利用の調整に努めます。



海岸県有保安林の整備・再生



インフラ施設周辺の森林整備

(4) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

- ◆ 飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導するとともに、家畜衛生関連情報の収集、各種疾病のモニタリング検査や病性鑑定等を実施し、監視体制を強化します。また、ワクチン接種や摘発・淘汰、浸潤状況に応じた衛生指導など、疾病の特徴に応じた防疫対策を推進します。
- ◆ 牛伝染性リンパ腫(EBL)や豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)等の慢性疾病については、農場の浸潤状況に応じた発症・侵入防止対策を講じるよう指導を徹底します。
- ◆ さらに、高病原性鳥インフルエンザなどの感染力の高い家畜伝染病については、畜産農家が自主的に行う野生鳥獣侵入防止対策や消毒の実施等の防疫対策を推進し、地域の実情に合わせた自衛防疫体制の強化を図ります。



家畜伝染病対策の危機管理拠点である東部家畜保健衛生所

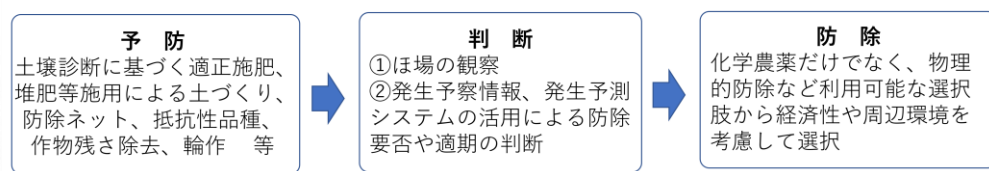
V-1 農林水産業における災害対策等の推進【主な取組】

(5) 植物防疫対策の推進

- ◆ 近年県内に侵入したクビアカツヤカミキリ等の病害虫やナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物に対しては、農作物や農業用施設への被害が拡大しないよう、早期発見と早期防除の徹底による定着・まん延防止の取組を推進します。
- ◆ 農作物を加害する病害虫・雑草に対しては、「総合防除計画」・「病害虫雑草防除指針」に基づき、病害虫が発生しにくい環境の整備を行い《予防》、病害虫の発生予測や予察情報により防除の要否・時期を判断し《判断》、化学農薬だけに頼らない適期・適正な防除《防除》を推進します。
- ◆ これまで県内で発生していなかった病害虫の侵入を早期に発見するための調査を実施するとともに、農作物に被害を及ぼすおそれのある病害虫等が新たに発生した場合には、国と連携し、「植物防疫法」に基づき、当該病害虫等の駆除及びまん延を防止するために必要な措置を迅速かつ的確に講じます。

1 総合防除の基本的な考え方

発生予防（病害虫が発生しにくい環境づくり）を中心とした化学農薬に頼りすぎない総合防除の普及・推進



「総合防除」のイメージ

資料：千葉県総合防除計画（概要版）

(6) 危機管理体制の強化

- ◆ 気象災害等の発生時における速やかな情報収集や災害対応に向け、市町村等との情報共有体制を整えるとともに、甚大な被害が発生するおそれがある場合は、迅速に復旧・復興対策を行えるよう、「農林水産業災害対策会議」を設置し、体制を強化します。
- ◆ 高病原性鳥インフルエンザについて、発生時の早急な封じ込めとまん延防止に向けた確な対応が行えるよう、民間事業者等の活用や防疫資機材の増強を進めるとともに、防疫演習の実施を通じて関係機関との連携体制を強化します。また、基幹施設として令和7年度（2025年度）に新設した東部家畜保健衛生所を主軸とする防疫体制を強化し、発生時における対応力の向上を図ります。
- ◆ 漁業については、水産情報通信センターによる海況情報等の提供や、千葉県無線漁業協同組合と連携した漁業無線の運用により、漁船の操業と航行の安全を確保するとともに、海難事故発生時に迅速かつ的確に対応します。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、人に関する新興感染症等の拡大時は、県産農林水産物の需要喚起や国及び県の支援に関する情報を農林漁業者等へ提供するなど、その影響の緩和等に取り組みます。